

鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正について

(平成30年2月26日公布)

現在、消防法令に違反している防火対象物へ消防機関が命令を行った場合、違反对象物への命令内容の公示が消防法により義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。そこで、重大な消防法令違反のある防火対象物の違反内容等を公表し、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手して利用を判断できるように、鹿行広域事務組合火災予防条例の一部を改正したものです。

【消防法令違反对象物の公表制度】（平成31年4月1日施行）

鹿行広域事務組合火災予防条例 4 8 条の規定に基づき、違反对象物の公表をします。

1 公表の対象となる防火対象物（建物）

消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の人が利用する建物や、火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある建物で重大な消防法令違反のあるものが対象です。百貨店やホテル、病院、社会福祉施設など消防法令上「特定防火対象物」とされている建物です。

2 公表の対象となる重大な消防法令違反

1の防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置義務がある消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の全て又はいずれかが設置義務があるにもかかわらず、これらの設備を構成する機器等が一切設置されていないものが公表の対象です。

3 公表までの流れ

消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、公表の対象となる重大な消防法令違反が認められる場合に公表します。

なお、公表予定日の7日前までに、関係者に公表する旨を通知します。

3 公表方法及び公表内容

公表は、鹿行広域事務組合ホームページに掲載し、違反が認められた防火対象物の名称、所在地、違反の内容について公表します。

なお、違反の是正が確認された場合は、公表事項を削除します。

平成31年4月1日から鹿行広域事務組合ホームページで確認できます。⇒[こちらをご覧ください。](#)

参考資料

「違反对象物に係る公表制度の実施について」（平成25年12月19日付け消防予第484号消防庁次長通知）

http://www.fdma.go.jp/publication/dl/01_131219_484.pdf

「違反对象物に係る公表制度における運用について」（平成25年12月19日付け消防予第487号消防庁予防課長通知）

http://www.fdma.go.jp/publication/dl/02_131219_487.pdf

「違反对象物に係る公表制度の実施の推進について」（平成27年3月31日付け消防予第133号消防庁次長通知）

http://www.fdma.go.jp/publication/dl/03_150331_133.pdf